

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成17年12月8日(2005.12.8)

【公表番号】特表2001-525786(P2001-525786A)

【公表日】平成13年12月11日(2001.12.11)

【出願番号】特願平10-550396

【国際特許分類第7版】

C 0 1 F 11/18

// D 2 1 H 17/67

D 2 1 H 19/38

【F I】

C 0 1 F 11/18 C

D 2 1 H 17/67

D 2 1 H 19/38

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月9日(2005.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書

17.5.9  
平成 年 月 日

特許庁長官 小 川 洋 殿



1. 事件の表示 平成 10 年特許願第 550396 号

2. 補正をする者

事件との関係 出 願 人

名 称 イーシーシー インターナショナル  
インコーポレイテッド

3. 代 理 人

住 所 東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号  
電話 (代) 3211-8741

氏 名 (5995) 弁理士 中 村 稔



4. 補正命令の日付 自 発

5. (本補正により請求の範囲に記載された請求項の数は合計「9」  
となりました。)

6. 補正対象書類名 明細書

7. 補正対象項目名 請求の範囲

8. 補正の内容 別紙記載の通り

審 全

### 請求の範囲

#### 1. 霽石の製法であつて、該方法が、

0.5  $\mu$  未満の粒径をもつ粒子の質量分率が固形分の 50 重量%未満である、第 1 の沈降炭酸カルシウム霰石粒子を、消化された石灰のスラリーに導入する工程を含み、第 1 の霰石粒子の全重量は、該消化された石灰のスラリーの全重量の約 0.1 ～約 5.0 重量%であり、

該消化された石灰のスラリーを炭酸化して、0.5  $\mu$  未満の粒径をもつ粒子の質量分率が固形分の 50 重量%以上である、第 2 の沈降炭酸カルシウム霰石粒子を含む沈降炭酸カルシウム固形物を製造する工程を含む方法。

#### 2. 第 1 の霰石粒子が、0.5 $\mu$ 超の粒径中央値を有し、第 2 の霰石粒子が、0.3～0.5 $\mu$ の粒径中央値を有する請求項 1 記載の方法。

#### 3. 固形分が 90% 以上の霰石を含む請求項 1 記載の方法。

#### 4. 該消化された石灰のスラリーの炭酸化が、該消化された石灰のスラリー 1 L あたり、炭酸カルシウムを毎分約 0.1 g～約 2.0 g 生成する速度で、かつ該スラリーの pH が約 8.5 未満となるまで行われる請求項 1 記載の方法。

#### 5. 該消化された石灰のスラリーの炭酸化が、該消化された石灰のスラリー 1 L あたり、炭酸カルシウムを毎分約 1.8 g 生成する速度で行われる請求項 1 記載の方法。

#### 6. 第 2 の霰石粒子が、0.5 $\mu$ 未満の平均粒径を有し、約 70 重量%が 0.5 $\mu$ 未満である粒径分布を有する請求項 1 記載の方法。

#### 7. 該消化された石灰のスラリーの炭酸化が、約 10%～約 20% の濃度の二酸化炭素ガスを使用して行われる請求項 1 記載の方法。

#### 8. 該消化された石灰のスラリーに導入される、第 1 の沈降炭酸カルシウム霰石粒子が、該消化された石灰のスラリーの全重量の約 1.0 重量%である請求項 1 記載の方法。

#### 9. 第 1 の霰石粒子が、消化された石灰のスラリーの播種物質の 1 成分として、該消化された石灰のスラリーに導入され、該消化された石灰のスラリーの播種物質の全固形分の 約 30～約 70 重量%が、第 1 の霰石粒子である請求項 1 記載の方法。